

事務連絡
令和5年11月7日

各地方運輸局等 各位

公共交通政策部門
物流・自動車局
観光庁

「重点支援地方交付金」の活用による運輸交通・物流・観光事業者支援に
関するご協力をお願い

運輸交通・物流・観光行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力をいただき、御礼申し上げます。

運輸交通・物流・観光事業者については、昨今のエネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響を受け、依然として非常に厳しい状況に置かれているところです。

令和5年11月2日に閣議決定された、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「重点支援地方交付金」については、「物価高により厳しい状況にある生活者・事業者を引き続きしっかりと支えるため、物価高対策として地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に活用可能な交付金を追加的に拡大する」旨が盛り込まれ、岸田内閣総理大臣による会見において、重点支援地方交付金（推奨事業メニュー分）を0.5兆円追加する旨発言がありました。

推奨事業メニューについては、令和5年3月に引き続き、基本的には前回同様の8つの支援メニューにより、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、支援を行う事業が対象となる見込みです。なお、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症との関連は要件とされない予定です。

また、別添のとおり、内閣府地方創生推進室から地方公共団体に対し、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を十分ご理解いただき、重点支援地方交付金を活用した支援について、年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていただくよう依頼されております。

については、予算の詳細等については補正予算の編成過程を踏まえ後日改めて通知いたしますが、各地方運輸局等におかれましても、推奨事業メニューとして、「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」や「地域公共交通・物流事業者・地域観光業等に対する支援」が挙げられることが予想されるため、管内の地方自治体に対し、エネルギー価格や物価高騰の影響を受けて極めて厳しい経営環境に置かれている、運輸交通・物流・観光事業者への支援について、人手不足対策、資金繰り支援、旅行需要喚起といった事業者の経営改善の支援等にご活用いただくとともに、年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていただくよう働きかけをお願いいたします。

<参考>内閣府地方創生推進室 送付資料

- ・事務連絡 令和5年11月2日付事務連絡「重点支援地方交付金の追加について」
- ・別添1 経済対策本文（関係箇所抜粋）
- ・別添2 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化（R5.3 予備費）
- ・別添3 岸田内閣総理大臣発言要旨（重点支援地方交付金関係）

<連絡先>

| | |
|----------------------|-------------|
| 総合政策局交通産業室 | 松田、益塚、水口、渡辺 |
| TEL 03-5253-8275（直通） | |
| 観光庁観光産業課 | 清水、倉上、堀内 |
| TEL 03-5253-8330（直通） | |
| 物流・自動車局物流政策課 | 笹口、森重、小原 |
| TEL 03-5253-8801（直通） | |
| 物流・自動車局貨物流通事業課 | 宮屋敷、佐藤 |
| TEL 03-5253-8575（直通） | |